

長浜市人権尊重審議会（平成27年度第2回）要点録

| | |
|------|----------------------------------------|
| 開催日時 | 平成28年1月29日（金）午前10時～11時25分 |
| 開催場所 | 長浜市役所本庁舎 5-A会議室 |
| 出席委員 | 真山委員、富永委員、嵩津委員、柴田委員、谷口委員、野田委員、中橋委員（7人） |
| 欠席委員 | 荒木委員、前田委員、平井委員、清水委員、中村委員（5人） |
| 事務局 | 人権施策推進課職員 4人 |

1. 開会

【事務局】 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成27年度第2回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。

開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。

<長浜市人権尊重都市宣言 唱和>

では、開会にあたりまして人権施策推進課長からごあいさつ申し上げます。

【課長】 日頃は、人権施策の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、近年、いわゆる「ヘイトスピーチ」が、都市部を中心として全国各地で発生しており、平穏な市民生活に多大の影響を及ぼしています。

ヘイトスピーチは、人種・宗教・性別・しょうがい等を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすることが特徴であり、極めて重大な人権侵害行為として許されるものではありません。

しかしながら、現在の日本では、それを規制する法整備がなされておらず、国・政府の早急な対応が求められるところです。このため、滋賀県や県内各市町の動きに呼応し、長浜市議会でも、先の12月定例会で「差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書」を可決し、政府に提出しております。

平成23年に「長浜市人権施策推進基本計画」を策定して以降も、新たな人権課題が発生している現状を鑑みると、人権施策の推進には、広い視野で物事を捉え、新しい情報に敏感になることが肝要だと考えております。

本日は、今年度2回目の審議会ですので、前回頂戴しましたご意見をふまえ、人権施策推進基本計画の進捗管理等につきまして、事務局から提案・報告をさせていただきます。

皆様から率直なご意見を賜り、有意義な会議となりますようお願い申しあげ、開会にあたりましての挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 本日の審議会は、7人の委員の皆さまにご出席をいただいております。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

なお、この審議会では、会議の公開等に関する方針を定めています。本日の会議についても、公開させていただくことでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

<本日の傍聴者なし>

それでは、ここからは議事に入りたいと思います。真山会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 今ほどの課長挨拶の中で、最近の新しい人権課題として、ヘイトスピーチに関する県や県内各市町の動き、長浜市議会での決議の話も紹介いただきました。

ヘイトスピーチへの対応は、各所で議論されているところですが、ヘイトスピーチそのものが人権侵害であることはもちろん、政治学的・歴史的に言うと、ヘイトスピーチが社会に広がるのは戦争が始まる前触れだと言われることがあります。そう単純には、ヘイトスピーチと戦争はつながらないかと思いますが、戦争そのものが極めて重大な人権侵害ですので、そういうことにならないためにも、長浜市でも、一人ひとりの人権を尊重するための取組をしっかりとやっていかなければならないと思います。

審議会は、その取組がどのように進んでいるかを確認いただく意味でも重要になってきます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議事①「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について

【会長】 では、議事に入りたいと思います。議案第1号「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について、事務局から説明をお願いします。

- 【事務局】 ○【様式1】「すべての部署」対象シートの設問の修正について
○【様式2】「各課関係事業」進捗状況確認後の取扱い、
見直しシートについて
- 【会長】 ただいまの事務局からの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いいたします。
- 【委員】 【様式2】の見直しシートについて、C評価の項目が18項目との説明でしたが、資料には13項目しかないように思います。これはどうということですか。
- 【事務局】 例えば、「具体的な取り組み・指標等」欄で、【地域社会】の場面では、「地域人権学習会の評価」と「地域学習会の参加人数」は、本来1項目ずつ数えます。表が細かくなってしまうので、このように一つにまとめている項目がいくつかあります。
- 【委員】 もし資料をこのまま公表したとすると、資料内容と説明が違うので統一した方がよいと思います。その方が混乱しないと思います。
- 【委員】 【様式2】の見直しシートで、上から2段目の【企業】の場面の指標ですが、人権研修実施事業所の割合を80%に変更するという説明がありました。人権の施策というのはすべての施策の根本となるものなので、はじめから80%でよいという考え方はいかがでしょうか。
- 【会長】 表の右側の欄に、「最終的な目標は100%として、単年度の目標数値を見直す」とありますので、とりあえず現状は80%にして、到達できたら次は90%をめざすというようなことでしょうか。
そのことがきちんと伝わるように説明する必要がありますね。
- 【事務局】 はい、そういうことです。
- 【委員】 先ほどの説明の中で、小規模事業所では人権研修の取組が難しいとありましたが、小規模だから難しいということではなく、小規模だからこそ取り組まなければならない課題があると思います。そこを切り捨ててしまてはいけないと思います。
- 【会長】 すでに、人権研修を実施した市内事業所の割合は78.4%ですので、目標の80%は比較的達成しやすい数字です。実は、残りの20%にいろいろと課題があって実現しにくいのだと思います。本来はそこに力を入れなければいけないのかもしれないかもしれません。
一般に公表する際には、その辺りに語弊がないように工夫していただきたいと思います。

【委員】 同じく見直しシートについて、「子育て学習講座の開催」は、平成26年度に全小学校で開催しているということよろしいですか？

【事務局】 はい、そのように聞いております。

【委員】 では、「取り組み・指標等の変更」欄で、「入学説明会等を利用した研修機会の提供」と具体的に記載されていますが、この実施主体は人権施策推進課ということよろしいのですか。

【事務局】 実際に担当しているのは、生涯学習課になります。
生涯学習課と協議する中、子育て学習講座単独で参加者を募るのではなく、入学説明会のようにたくさんの方が集まる行事を利用して開催した方が効果は高いのではないかとということでした。

【会長】 開催の方法や機会を工夫することで参加者を増やすということですね。

【委員】 同じく見直しシートの下から三段目「患者の人権問題」のところです。指標が「医療相談の件数」から「がんフォーラムの参加人数」等に変更になっています。

相談件数が増えればよいというわけではないので、具体的な研修の参加人数になったのはよいと思いますが、市立病院で行われている一般公開の講座は「がんフォーラム」だけではないと思いますので、それだけ挙げてよいのかという気がします。

【事務局】 この点については市立病院とも協議したのですが、一般公開している講座としては「がんフォーラム」しかないという回答でした。他にも開催している講座はあるようですが、患者さん自身が聴講されるものが多いので、その方々に配慮し一般には開放していないということでした。

【会長】 そのように経緯や背景を説明してもらおうと、なぜ「がんフォーラム」だけ取り上げているのかがわかるのですが、説明がないと、なぜがんだけにこだわっているのかということになります。例えば「一般公開の疾病フォーラム（がんフォーラム）」とでもすると、わかりやすいのかもしれませんが、もう少し情報を提供しなければいけないのではと思います。

【委員】 実際、市立病院ではいろいろな病気の講座を開講されていて、認知症や歯科などは、毎回一般市民の方も何人か受講されているように思います。広く一般公開となると「がんフォーラム」だけになるのかもしれませんが、そのあたりのことは病院の思いもあると思いますので、一度確認してみてください。

【事務局】 はい、わかりました。

【委員】 「子育て学習講座」について、“入学説明会等を利用した”というところが気にかかっています。というのは、入学説明会は決められた時間の中で、学校からの説明や業者からの必要物品の販売など、予定がかなり詰まっています。PTAの総会も同じことが言えます。
例えば、PTAの研修会ですと、かなり人権を意識した内容で実施している学校もあります。どういう計画で講座を実施していくのか、どのくらいの時間が必要なのか、どういった内容で実施するのか等を、慎重に検討してもらいたいです。

【会長】 その辺りは、学校現場で実施可能な調整・協議をお願いしたいと思います。

【委員】 女性の人権問題のところですが、「『女性の人権』をテーマにした地域人権学習会の実施率」の指標は、まだ5%なのですか。

【事務局】 目標数値として5%をあげています。実績は1.2%でした。

【委員】 能力のある女性は、湖北にもたくさんおられると思います。
女性の市政参画をすすめるため、意欲や能力のある女性を「かがやきネット」として登録されていますが、たくさんおられる登録者の中で、実際に講座等に参加される方はごくわずかのようです。少しでも出席してもらえるような工夫・PRをしなければいけないのではないのでしょうか。

【事務局】 「女性の人権」をテーマとした学習が少ないのは、その問題に対して抵抗があるのかもしれません。「人権」の視点からだけでは取り組みが難しいかもしれませんが、「男女共同参画」の視点からアプローチすることもできるのではないかと思います。男女共同参画や女性の活躍という点では、個人やグループとして活躍されている方はたくさんおられますので、そういったことを市民の皆さんにご紹介したりすることで、カバーしていければと考えています。

【会長】 “「女性の人権」をテーマとした”というのは、どのくらい限定的なものなののでしょうか。文字通り「女性の人権」という文言がタイトルに入っていなければいけないものなのか、内容に女性の人権に関するものが含まれていけばよいのか、その辺りのカウントの仕方はどうでしょうか。

【事務局】 人権学習会を計画されるときには、今回の学習会のテーマは何かをたずねています。そこで「女性の人権」と書いてあれば間違いなくカウントしますが、「人権全般」について学習するという場合でも、ど

ういうビデオか、講師は誰か等で、ある程度内容を推測して「女性の人権」にカウントする場合があります。

【会 長】 かなり内容までふみこんでカウントしても、このような状況なのですか。

【事務局】 そうです。ですから、「女性の人権として何が課題になっているか」というところが、もう一つ周知できていないような気がします。

【委 員】 具体的な取り組みの中で、「地域人権学習会の実施率」という項目がいくつかでできますが、この分母はどういう値なのですか。

【事務局】 自治会の数になりますので、425 が分母になります。

【会 長】 すべての部署対象のシートは、回答しやすいよう、また質問の意図がわかりやすいように工夫・修正してもらいました。見直しシートについては、表記の仕方等について意見が出ましたので、考慮してもらえればと思います。

他に何かご意見ございませんか。

【委 員】 「犯罪被害者とその家族の人権」のところですが、このテーマについて研修の資材はあるのですか。

【事務局】 実は、このテーマで学習しようとしても、ビデオや資料が揃ってないのが現状です。相談窓口もいくつかあるのですが、その周知も十分できていない状況です。あまり頻繁に開催されるテーマではありませんが、準備だけはしておく必要があるかと思っています。

【会 長】 滋賀県には犯罪被害者支援ネットワークがありますが、こういったところと連携して講演や学習会をすることは可能ではないか思います。

【事務局】 例えば、公開講座でそういった犯罪被害者やその家族の実情を知っていただくことも、きっかけづくりにはよいのかと思っています。

【会 長】 その他、ご意見等はありませんか。

それでは、議案第1号「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理については、ご意見のありましたことを今後考慮いただくことで、ご了承いただけますでしょうか。

<「はい」の声>

【会 長】 それでは、続きまして、議案第2号 人権啓発・男女共同参画に関

する職員意識調査について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○人権啓発・男女共同参画に関する職員意識調査について

【会長】 ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。

【委員】 職員意識調査は、当然実施していただくべきことで、できるだけ早くやっただければと思います。また、それを市民・企業へつなげる調査にしてほしいと思います。

【会長】 この調査によって何をどこまで明らかにするのかという点が大事です。設問の設定の仕方なのだと思います。

長浜市の基本計画の特徴として、いわゆる“人権施策”として取り組んでいる施策は当然なのですが、市の様々な業務がすべて人権に関わっているのだという認識のもとで施策を進めていくということがあると思います。職員の意識として、この点が浸透しているのかがポイントになるのではと思います。

【委員】 最近、特にハラスメントが問題になっています。長浜市の職員として、こういったことにも十分注意して職務にあたっていただきたいと思います。

【事務局】 各所属で、毎月職場研修をしています。中でも、ハラスメント、人権、コンプライアンスは必須になっています。しかし、研修を受けているから大丈夫ということでもありませんので、その辺も調査したいと思います。

【会長】 では、職員対象の意識調査をするということに関してはご了解いただけますでしょうか。

<「はい」の声>

【会長】 せっかく調査をしていただくということですので、有意義なものとなるように、市職員の意識をしっかりと把握し、その改善に寄与するものにしていただきたいと思います。

予定されている議事はひととおり終了しました。せっかくの機会ですので、他に何かご意見等ありませんか。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局】 貴重なご意見をいただきありがとうございました。
それでは、事務局から報告事項としまして、来年度の主な取り組み

等について説明させていただきます。

○次第資料 P.10～13

【事務局】 ただいまの説明に関し、ご意見・ご質問等ございませんか。

【委員】 「差別を煽動するハイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書」は市のホームページで公開しているということですが、まだまだ市民の皆さんには「ハイトスピーチ」そのものの周知もできていないように思います。広報に掲載してお知らせする等の考えはありますか。

【事務局】 議会事務局とも相談しながら、広報の仕方を協議したいと思います。

【委員】 長浜市でこういった意見書を出すのは画期的なことだと思いますので、ぜひ知らせていただきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。本日いただきましたご意見をもとに、来年度に向けて庁内組織や事務局内で協議を深めていきたいと思います。最後に、課長からひとこと申し上げます。

【課長】 委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただき、たくさんの貴重なご意見・ご提言をいただきましてありがとうございました。

本日の主な議題でありました進捗管理の手法については、表記の仕方や書きぶりについて十分検討しながら進めてまいりたいと思います。職員意識調査につきましては、職員の人権意識が低下していると思われる場面が見受けられますので、そういう意味でもこの調査を実施しながら、何をどこまで明らかにするのか、検討していきたいと思います。

なお、委員の皆様は、本年9月末までが任期です。来年度第1回目の審議会でもお世話になります。よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。